

死亡した外国人に係る外国人登録原票の写しの交付請求（亡くなった外国人の外国人登録原票をもらう方法）について

外国人登録の制度は、2012年7月8日で終わって、2012年7月9日から新しい制度が始まりました。外国人登録原票は、出入国在留管理庁が持っています。

法律では、個人（一人の人）の情報を出せるのは、生きている人のことだけです。しかし、国の役所のサービスで、亡くなった外国人と交付請求する人の関係が、家族やいっしょに住んでいたことが、はっきりわかったときだけ出しています。

交付請求の手続（交付請求のしかた）については、下を読んでください。

1. 交付請求に必要な書類

(1) 出入国在留管理庁に郵便で書類を出す場合

下のアからエをいっしょの封筒に入れて送ってください。

ア 交付請求書

死亡した外国人に係る外国人登録原票の写し交付請求書は、こちらを使ってください。

→ [【交付請求書】](#)

交付請求書の書き方は、こちらを見てください。→ [【交付請求書の書き方】](#)

※必要なことを、まちがえないように書いてください。

イ 本人確認書類（交付請求する人の名前、住所、生年月日がわかるもの）

在留カード、特別永住者証明証、運転免許証、健康保険証、個人番号カード（マイ

ナンバーカード) などのコピー

※健康保険証のコピーは、保険者番号・被保険者などの記号・番号がわからないように、黒いペンで塗ってください。

※個人番号カード (マイナンバーカード) は、おもて (名前や住所が書いてある方) だけコピーしてください。

※有効期限 (カードに書いてある日) を過ぎていないものをコピーしてください。

ウ 住民票の写し

市役所・区役所などで出してもらって、そのまま送ってください。

※市役所・区役所などで出してもらってから、30日の間に出入国在留管理庁に着くように送ってください。

エ 返信用封筒など (出入国在留管理庁から交付請求した人に送る封筒など)

封筒に94円分の切手 (大きい封筒は120円分) を貼って、交付請求する人の住所と名前を書いてください。

レターパックの場合は、切手はいりません。住所と名前を書いてください。

(2部 (2つ), 3部 (3つ), もっとたくさんほしいときは, レターパックにしてください。)

※出入国在留管理庁から送るのは、ウの住民票に書いてある住所だけです。

※「外国人登録原票の写し」の紙が多くなったときは、94円分の切手では送れません。

使っていない46円分よりも多い切手 (大きい封筒は20円分よりも多い切手) をいっしょ

に送ってください。使わなければ、「外国人登録原票の写し」といっしょに封筒に入れて返しま

す。もっと足りないときは「切手を送ってください」とお願いすることがあります。

※窓口に取りに来る場合、必要ありません。

(2) 出入国在留管理庁の窓口に来て書類を出す場合

(1) のア、イを持ってきてください。「外国人登録原票の写し」を送ってほしい人は、エも持ってきてください。窓口に取りに来る場合、エは必要ありません。

2. 交付請求できる人 (亡くなった外国人の外国人登録原票を、もらうことができる人)

(1) 外国人が亡くなったときの配偶者 (結婚していた人)、内縁関係だった人 (結婚している人)

と同じように、いっしょに生活していた人)、亡くなった外国人の祖父 (おじいさん)、祖母 (おばあさん)、両親 (お父さん・お母さん)、子、孫 (子の子)、兄弟 (お兄さん・おとうと)、
姉妹 (お姉さん・いもうと)

(2) 外国人が亡くなった時に、いっしょに住んでいた人 (配偶者の家族など)。

(3) 法定代理人 (下のアカイの人。(1) (2) の人の代わりができます。)

ア 交付請求する人が未成年者 (19才以下) の場合 → 両親のどちらかができます。

イ 交付請求する人が成年被後見人 (20才以上で、病気や、自分で考えて何かを決めることができない人) の場合 → 成年被後見人 (裁判所が決めた人) ができます。

※法定代理人は、1 (1) アからエのほかに、本人との関係が確認できる書類 (戸籍謄本、

登記事項証明など) を出してもらいます。なお、窓口に来て書類を出す場合、ウは必要あ

りません。また、窓口に取りに来る場合、エは必要ありません。

3. 交付請求できる期間 (いつからいつまでの外国人登録原票をもらうことができるか。)

1946^{ねん}年から2012^{ねん}年7^{がつ}月8^{にち}日まで。

4. 交付の決定等に要する期間（外国人登録原票を出すまでに何日かかるか。）

出入国在留管理庁に交付請求書が着いてから、1か月から2か月くらいかかります。

※必要な書類が足りなかったり、交付請求書に書いたことがまちがえていると、もっと時間がかかります。

5. その他

(1) 結婚や帰化（外国人から日本人になった。）などで、名前が変わった人は、前の名前から今の名前に変わったことがわかる書類（戸籍謄本など）を、出してもらうことがあります。

(2) もらいたい外国人登録原票の人が、「亡くなっている」ことがわかる書類（戸籍謄本、死亡届、住民票の除票など）を、出してもらうことがあります。

(3) 亡くなった外国人と、交付請求する人の関係がわかる書類（戸籍謄本、住民票など）を、出してもらうことがあります。関係は2（1）（2）を見てください。

(4) 出してもらった書類（住民票の写し、戸籍謄本など）は返すことができます。返してほしい人は、紙に「〇〇（住民票など）を返してください」と書いて、1（1）の書類といっしょに送ってください。

※亡くなっていることや、関係がはっきりわからないときは、不交付（外国人登録原票が出せない）のお知らせを出すことがあります。

6. 交付請求書等の提出先（交付請求書や必要な書類を出すところ）

郵便で送るか、下の場所に出しに来てください。

提出先（出すところ）：^{ていしゅつ}提出先^き（出すところ）：^{しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちよう}出入国在留管理庁^{そうむかじようほう}総務課^{じょうほう}情報システム^{かんりしつしゅつにゅうこくじようほう}管理室^{しゅつにゅうこくじようほう}出入国情報

開示係 [【案内図】](#)

住所：^{じゅうしょ}住所：〒160-0004 ^{とうきやうとしんじゆくくよつや}東京都新宿区四谷1-6-1 ^{よつや}四谷タワー13F

電話番号：^{でんわばんごう}電話番号：03-5363-3005

窓口／電話の受付の時間：^{まどぐち}窓口／^{でんわ}電話の^{うけつけ}受付の^{じかん}時間：^{ごぜん}午前9時^じから^{ごご}午後5時^じまで（^ど土・^{にち}日・^{しゅくじつ}祝日・^{ねんまつねんし}年末年始^{やす}はお休み）